

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月1日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 戴 正 呉
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 財務部長 磯 部 善 信
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 財務部長 磯 部 善 信
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成29年5月19日
【発行登録書の効力発生日】	平成29年6月17日
【発行登録書の有効期限】	平成31年6月16日
【発行登録番号】	29-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	0円 (注)1 60,000,000,000円 (注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 (注)2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額の上限額です。
【発行可能額】	0円 (注)1 60,000,000,000円 (注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 (注)2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額の上限額です。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成29年6月1日(提出日)から平成29年6月16日までです。
【提出理由】	平成29年5月19日付で提出した発行登録書において発行可能額を6,000,000,000円と記載いたしました。同日、当社で新株予約権の発行に関する取締役会決議に基づき決定した発行可能額は60,000,000,000円であり、発行登録書の記載額が誤記でありましたので、訂正いたします。 参照書類の日付の記載に誤りがありましたので、訂正いたします。 本日、臨時報告書2件(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定によるもの1件、同第14号の規定によるもの1件)を平成29年6月1日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成29年5月19日付で提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のほか、以下のとおりであります。（下線部は変更箇所）

【表紙】

（訂正前）

< 前略 >

【発行予定額又は発行残高の上限】 0円（注）1
6,000,000,000円（注）2
（注）1 新株予約権証券の発行価額の総額です。
（注）2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額の上限額です。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

【発行予定額又は発行残高の上限】 0円（注）1
60,000,000,000円（注）2
（注）1 新株予約権証券の発行価額の総額です。
（注）2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額の上限額です。

< 後略 >

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

3【臨時報告書】

（訂正前）

< 前略 >

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成29年5月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2に基づく臨時報告書を平成29年5月12日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成29年5月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成29年2月17日に関東財務局長に提出

（訂正後）

< 前略 >

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成29年5月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2に基づく臨時報告書を平成29年5月12日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成29年5月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成29年5月19日に関東財務局長に提出